

令和7年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務 仕様書

この仕様書は、令和7年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務について定めたものであり、受託事業者は本仕様書に基づき、観光フライヤーの制作業務を行うものとする。業務の詳細については、受託事業者決定後、その事業者の提案をもとに双方協議の上決定する。

1. 委託業務の趣旨

季刊情報誌として彦根市の観光イベントを秋・冬、春、夏の季節ごとに掲載したフライヤーを制作する。

2. 委託業務期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

3. 委託業務の内容

業務の範囲には、企画立案・撮影・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・翻訳・校正・印刷・製本・梱包・納品・工程管理など当該フライヤーの制作に必要なすべての作業を含むものとする。

①趣旨

- ・彦根市内で季節ごとに開催される祭りや行事、イベント情報を掲載するもの。
- ・季節ごとに発行するものとし、季節は「秋・冬」「春」「夏」とする。
- ・年齢や性別を問わず、できるだけ幅広い層を対象とする。

②規格

色：4色フルカラー

サイズ等：A4判、両面

紙質等：マットコート 110 kg

※現在発行している季刊情報誌「あつまれ！ひこトラベにゃー！」と同じ紙質・紙厚にすること。

③必須掲載項目

- ・イベント情報
- ・観光案内施設やツール情報（観光案内所、Webサイト、ひこにゃん情報等）
- ・その他詳細は別途協議を行う。

4. 成果品及び納期

①部数及び納期（掲載情報の時季）

秋・冬号：3.5万部、8月下旬（9月～12月）

春号：3万部、12月下旬～1月中旬（3月～5月）

夏号：2.5万部、2月下旬～3月下旬（6月～8月）

②納品方法

- ・ 500 部/1 梱包（50 部毎に中敷きを挟み込む）。
- ・ 破れにくいクラフト紙等で梱包すること。
- ・ 持ち運びしやすくすること。
- ・ クラフト紙にフライヤー名と部数が書かれたシールを貼ること。

③電子データ

- ・ PDF データ

Web サイト掲載用（軽量版）及び印刷用版下データ（CMYK 分解及びアウトライン化済み）

- ・ デザインデータ（.ai、.indd 等）

Adobe Illustrator または Adobe InDesign これに準じたソフトウェアに対応し、再編集可能かつアウトライン化済みのデータ

- ・ フライヤー制作に使用した素材データ

④納品先（住所等は、別途指定）

彦根市観光交流課

公益社団法人 彦根観光協会 もしくは 彦根観光センター

※納品先ごとの納品部数は別途指示します。

5. 留意事項

- (1) 委託料には、発送経費や素材使用に係る使用料等、本委託業務遂行に必要な全ての経費を含む。
- (2) 制作に係る写真・画像等について、市所有の写真・画像等を可能な限り提供する。ただし、その他制作に必要な第三者が撮影・作成した、写真・画像等の使用に関する諸権利については、受託事業者において処理（許諾、契約、同意等）することとする。
- (3) 制作にあたっては、文字校正、色校正を行うこと。校正作業にあたっては、市が校了と判断するまで行うものとする。
- (4) 本件制作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条および第 28 条の権利を含む。）の全ては彦根市に帰属する。したがって、彦根市は制作物の全部または一部をインターネットや市の出版物等において自由に使用できるものとする。
ただし、従来から受託事業者が権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託事業者に留保するものとし、この場合、市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) (4)の著作権は、本件制作物に係る検収（検査）に合格し、受託事業者から彦根市へ引き渡しを受けた時に移転するものとする。
- (6) 受託事業者は、彦根市または彦根市が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託事業者は、成果品の納品後、契約不適合が発見された場合は、市の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。その際に必要な経費は、受託事業者が負担するものとする。

6. その他

この仕様書に定める事項について紛争が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、彦根市契約規則（昭和 44 年彦根市規則第 33 号）、その他法令の定めるところによるほか、必要に応じて当事者間で協議してこれを定めるものとする。